

**改正**

平成26年6月27日

鹿屋市工事成績評定評価委員会設置要領

(設置)

**第1条** 鹿屋市工事成績評定通知実施要領第6条の規定に基づき、鹿屋市工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 鹿屋市工事成績評定通知実施要領第6条の規定に基づく請負者の説明請求に対する回答に係る事項

(2) その他工事成績評定に関する事項

(委員会の組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は総務部長、副委員長は財政課長を充てる。

3 委員は次に掲げる者をもって充てる。ただし、第2号から第6号までの委員は、前条第1号の事項を協議する場合の委員とする。

(1) 財政課契約検査室長

(2) 当該工事の完成検査を実施した者

(3) 当該工事担当部長

(4) 当該工事担当課長

(5) 当該工事主任監督員

(6) 当該工事監督員

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求め

ることができる。

(会議録の作成)

**第5条** 委員長は、会議を開催したときは、会議録を作成するものとする。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、総務部財政課契約検査室において処理する。

(その他)

**第7条** この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成26年6月27日)

この要領は、平成26年7月1日から施行する。